



市政記者各位

令和 7 年 3 月 10 日

福岡市経済観光文化局  
国際金融機能誘致担当

## 個人投資家におけるベンチャー・ファンドへの出資規制の緩和について ～全国初！金融・資産運用特区における福岡市の提案が実現～

### 1. 制度の目的・概要

福岡市は、昨年6月に「金融・資産運用特区」に選定され、国の規制改革制度を活用しながら産学官の推進組織「TEAM FUKUOKA」による国際金融機能の誘致を加速させていくこととしています。この度、福岡市・福岡県の提案によって実現した特例「国家戦略特別区域特例ファンド資産運用等事業」について、全国で初めて以下の資産運用会社が認定を受けました。

これまで個人投資家等は、プロ向けのベンチャー・ファンド<sup>※</sup>への出資額が全体の出資額の2分の1未満に制限されていたところ、認定事業者が組成するベンチャー・ファンドではこの制限がなくなります。

これにより、これまで以上に幅広いファンドの設立が可能となり、ベンチャー・ファンドに出資する投資家の裾野の拡大や、スタートアップへの成長資金の供給の拡充が期待されます。

※ベンチャー・ファンド：届出制の金融ライセンスで組成可能でかつ非上場会社への株式投資等に80%超を出資するファンド

### 2. 認定事業者

#### (1)株式会社 Power Angels

設立：平成30年11月

所在地：福岡市博多区博多駅前4-15-6-4F

概要：300名以上のエンジェル投資家が所属するコミュニティを運営

H P : <https://power-angels.com/>

#### (2)みなと投資株式会社

設立：令和6年7月

所在地：福岡市中央区大名2-6-11 Fukuoka Growth Next

概要：未上場スタートアップに個人が投資できる金融サービスの企画・設計・提供

H P : <https://www.minato.fund/>

※両社とも、近日中にベンチャーファンドの組成が可能となる  
適格機関投資家等特例業務の届出を行う予定

#### 【問い合わせ先】

福岡市経済観光文化局国際金融機能誘致

担当：岡崎・塩田

TEL：092(711)4647（内線2451）

FAX：092(733)5748

(出典:内閣府地方創生推進事務局ホームページ <https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/pdf/punch/venturefund.pdf>)

# 《プロ向けのベンチャー・ファンドへ出資可能な投資家に関する規制の緩和》

「国家戦略特別区域特例ファンド資産運用等事業」

金融庁関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令（令和6年11月18日施行）

## 規制改革の内容

### 特例措置前

プロ向けファンドの販売・運用を届出のみで可能とする特例の対象となる投資家について、ベンチャー・ファンドはその範囲が拡大されている一方、当該拡大の対象となる投資家の出資額は出資総額の**1/2未満**に制限されている。



### 特例措置

区域内に主たる営業所又は事務所を有する事業者が区域内で行うプロ向けのベンチャー・ファンドの販売等において、

- ① M&A・IPO等の実務経験のある者
  - ② 認定経営革新等支援機関
  - ③ これらの資産管理会社等
- について、**出資総額の1/2未満の制限を適用除外**



### 効果

- ・ベンチャー・ファンドに出資する投資家の裾野拡大
  - ・「個人」がスタートアップを支援する機運を醸成
- ⇒スタートアップへの**投資機会**、**成長資金**の供給の拡充

## 規制改革の概要

### 通常

出資制限のない投資家  
(証券会社等)



出資額の制限なし

① M&A・IPO等の実務経験のある者、② 認定経営革新等支援機関、③ これらの資産管理会社等



出資総額の1/2未満に制限

### プロ向けのベンチャー・ファンド

### 特例措置

出資制限のない投資家  
(証券会社等)



出資額の制限なし

① M&A・IPO等の実務経験のある者、② 認定経営革新等支援機関、③ これらの資産管理会社等



投資家の裾野拡大 (投資機会の拡充)

出資額の制限なし

### プロ向けのベンチャー・ファンド

成長資金の供給の拡充